

平成十年度

資料調査報告書 第二十六集

— 旧鳥取藩士・男爵 沖守國家資料 —

## 序にかえて

資料調査報告書第二十六集では、当館が内村誠一氏から御寄贈いただいた、「旧鳥取藩士・男爵沖守固家資料」について報告・紹介する。沖守固は、天保十二年（一八四一）藩絵師沖一嶽の長男として江戸に生まれ、家督を相続して絵師として活躍する一方、弟剛介とともに尊王攘夷派の志士としても活動し、幕末・維新期の鳥取藩政に大きく関わった。維新後は明治政府に出仕し、岩倉使節団に同行してイギリスに留学、帰国後は神奈川県知事を振り出しに多くの府県知事を歴任している。さらに貴族院議員・男爵に任命された沖守固は、まさに近代日本の歩みを象徴するかのような人物である。

当館では、沖家資料の重要性に早くから注目し、開館当初に沖家の子孫である柿崎真兼氏旧蔵の沖家資料を収集し、昭和四十八年度の「資料調査報告書」でその詳細を報告した。これは、当館にとって記念すべき「資料調査報告書」の第一集に当たる。それからちょうど四半世紀を経た今年、再び沖家資料を取り上げることは、開館当初の原点に立ち返り新たな四半世紀へむけた出発点にふさわしいものと考える。

末尾ながら、資料を御寄贈いただいた内村氏の御厚意に対しても改めて感謝申し上げる次第である。

平成十一年三月

鳥取県立博物館長  
西垣幸信

## 目次

序にかえて	1
II 解題	1
I 旧鳥取藩士・男爵沖守固家資料目録	2
III 資料写真	11
あとがき	20
	7

# I 旧鳥取藩士・男爵沖守固家資料目録

## I 沖守固関係

(旧藩時代)

1	沖守固宛廩米下賜状	鳥取藩知事池田慶徳 沖守固宛	明治三年二月六日・五月	13	鳥取藩知事達書	沖権大参事(守固)宛	庚午(明治三)五月晦日
2	達書	沖探三(守固)宛	戊辰(明治元)十二月	14	(位記・辞令)	太政官 沖守固宛	(明治三)七月十七日
3	施政局達書	沖探三(守固)宛	明治二年五月	15	叙從五位位記	太政官 沖守固宛	明治十二年十一月十八日
4	鳥取藩知事達書	沖探三(守固)宛	明治二年九月	16	任神奈川県知事辞令	天皇 沖守固宛	明治十四年七月二十日
5	鳥取藩知事達書	沖少參事(守固)宛	明治二年十月二十一日	17	叙勅任官二等賜下級俸辭令	天皇 沖守固宛	明治十九年七月十九日
6	鳥取藩知事達書	沖少參事(守固)宛	明治二年十一月二十八日	18	叙從四位位記	天皇 沖守固宛	明治十九年十月二十八日
7	鳥取藩知事達書	沖權大參事(守固)宛	明治二年十二月二十八日	19	任長崎県知事辭令	天皇 沖守固宛	明治二十二年二月四日
8	鳥取藩知事達書	沖少參事(守固)宛	明治二年正月十五日	20	宮内省通達	天皇 沖守固宛	明治二十二年十二月二十六日
9	太政官辭令	沖權大參事(守固)宛	明治二年二月	21	叙勅任官二等賜下級俸辭令	天皇 沖守固宛	明治二十二年十二月二十六日
10	鳥取藩知事達書	沖権大參事(守固)宛	明治二年二月六日	22	任元老院議官辭令	天皇 沖守固宛	明治二十三年一月七日
35	任愛知県知事辭令	天皇 沖守固宛	明治三十一年七月七日				

11	鳥取藩知事達書	沖権大参事(守固)宛	庚午(明治三)五月晦日				
12	政厅達書	沖権大参事(守固)宛	庚午(明治三)八月				
13	鳥取藩知事達書	太政官 沖守固宛	明治十二年十一月十八日				
14	(位記・辞令)	太政官 沖守固宛	明治十四年七月二十日				
15	叙從六位位記	太政官 沖守固宛	明治十九年七月十九日				
16	任神奈川県知事辞令	天皇 沖守固宛	明治十九年七月十九日				
17	叙勅任官二等賜下級俸辭令	天皇 沖守固宛	明治十九年七月十九日				
18	叙從四位位記	天皇 沖守固宛	明治十九年七月十九日				
19	宮内省通達	天皇 沖守固宛	明治二十二年二月四日				
20	任長崎県知事辭令	天皇 沖守固宛	明治二十二年十二月二十六日				
21	叙勅任官二等賜下級俸辭令	天皇 沖守固宛	明治二十二年十二月二十六日				
22	任元老院議官辭令	天皇 沖守固宛	明治二十三年一月七日				
47	46	45	44	43	42	41	40
沖守固君略伝	沖守固祭文	沖守固葬送二付、勅使達書 宮内大臣渡辺千秋 沖貞男宛	(沖守固葬儀関係)	宗秩寮審議官任命辭令	叙正三位位記	叙正四位位記	位一級昇進辭令
大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月	川村種次	明治三十九年九月二十八日	明治三十九年四月一日	明治三十九年三月三十一日	明治三十年十二月二十四日
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
明治三十一年六月三日	明治三十一年六月三日	明治三十九年三月三十一日	天皇 沖守固宛	天皇 沖守固宛	天皇 沖守固宛	天皇 沖守固宛	天皇 沖守固宛
大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月	大正元年十月

48	沖守固死亡届写	沖貞男	大正元年十月十日	野紙	一通
49	(その他)				
	横浜エキシビション・オブ・アート總裁感謝状 I. A. Brooke 沖守固宛 一八八六年		明治三十三年五月九日	三枚	
50	爵位局へ出頭アルベキ通達 爵位局 沖守固宛		明治三十九年二月		
51	沖守固受爵ニ付、誓書案 沖守固		明治二十四年十二月十六日	三通	
52	沖守固ノ積日ノ功勞ヲ賞ス文 池田仲博 沖守固宛		明治三十三年五月九日	三枚	
53	宮内省御召状	沖守固宛	明治四十五年六月二十日	一通	
54	辱知老生榮書	沖守固宛	明治四十年十一月二十八日	三枚	
55	倉田績頌詞(漢詩)	沖守固(九臯)宛	明治四十三年五月八日	一枚	
56	沖九臯(守固)写生帖	Lroin Norah 沖守固宛	明治四十三年五月十一日	二通	
57	ノラの手紙		明治四十三年五月十八日	一通	
58	沖守固収集西洋絵画写真帖		明治四十三年五月十八日	一通	
II	沖剛介関係				
59	贈正五位記	宮内省 故沖剛介宛	明治二十四年十二月十七日	一通	
60	沖剛介墓碑銘写	沖守固	明治四十三年十二月	一通	
61	沖貞一郎関係				
62	沖貞一郎宛廩米下賜状	鳥取藩達書	明治三年八月	一通	
63	沖守固母九十賀祝歌短冊	沖守固	明治四十年十一月二十八日	三枚	
64	延月院殿小伝并逸事等	沖守固	明治四十三年五月八日	一枚	
65	皇后宮大夫御召状	皇后宮大夫伯爵香川敬三 沖守固宛	明治四十三年五月八日	一枚	
66	延月院殿関係雜綴		明治四十三年五月八日	一通	
67	沖守固母皇后への拝謁に付、礼下書	沖守固	明治四十三年五月十一日	二通	
68	報徳会評議員三名連名書状	岡田良平 木曾徳郎 井上友一 沖男爵閣下宛	明治四十三年五月十八日	一枚	
69	平右衛門書状	沖閣下(守固)宛	七月九日	一通	
70	沖千代墓碑銘写	沖守固	明治四十三年	一枚	
71	V 沖貞男・安栄関係				
72	福原俊丸書状	男爵沖貞男宛 四月二十九日	明治二十八年三月二十四日	一枚	
73	子爵金子堅太郎書状	男爵沖貞男宛 五月十七日	明治二十八年三月二十四日	一枚	
74	沖貞男会葬礼状		昭和八年五月十八日	一枚	
75	沖安栄葬儀式次第及び写真		昭和八年五月十八日	一枚	
VI	写 真				
76	沖守固肖像写真				
77	沖守固写真				
78	写真(沖千代か)				
79	沖安栄写真				
80	沖家写真				
VII	その他雑文書				
81	河田春雄肖像				
82	沖千代葬儀写真				
83	外国人肖像写真				
84	御位牌新調三付、記入スペキ戒名并月日調 沖家	明治四十四年六月	一枚	一枚	一枚
85	親族服忌一覽表	木版本二冊	二十四枚	一枚	一枚
86	嚼嚼齋遺稿 乾坤	切紙	一枚	一枚	一枚
87	華族ノ規範ニ関スル勅書写	一枚	一枚	一枚	一枚
88	明治四十三年八月三十一日	一枚	一枚	一枚	一枚
89	三十六歌仙和歌写	一枚	一枚	一枚	一枚
90	印影	一枚	一枚	一枚	一枚
91	Map of CLEVEDON				

118	117	116	115	114	113
印判（山県有朋）					
印判（井上馨）					
銅板名札					
刀					
沖千代九十賀金盃					
染付鉢（大日本香山製）					
明治三十八年九月					
二枚	二点	二点	二点	二点	二点
一点	一点	一点	一点	一点	一点

## II 解題

### 1 沖守固について

沖守固（初名貞一郎、後探三、号九皋）は、天保一二年（一八四二）六月一三日、鳥取藩絵師冲一嶽の長男として、江戸八代洲河岸の藩邸内に生まれた。沖家は初代清信が寛文六年（一六六六）に召し抱えられて以来、代々江戸常詰の絵師として藩に仕えた。父一嶽は沖家の七代に当たる。守固は父について画業を学び、さらに萩原鷗次郎・大橋純蔵について漢文を修めたという。文久元年（一八六一）十月父の死去により家督を相続し、五人扶持三十俵と他に年銀二〇枚を給された。

文久三年に藩政改革によって御国勝手を命じられ、四月に家をあげて鳥取に移ったが、この年六月、守固（當時探三）は藩主のお供として京都に上り、しばらく京都に滞在する。元治元年（一八六四）四月、用務を帶びて鳥取に帰国、あたかも弟剛介が中老白井重之進に辞職を強要した件に連座して、五月七日差控を命じられる。同月二八日に許され、周旋のため京都・江戸に赴くこととなり、六月七日京都到着したが、京都では周旋方不足のためしばらく滞在するよう命じられた。禁門の変前後のこの時期、守固は京都の情勢を伝えるため、鳥取に往復、八月五日鳥取で御小姓を命じられた。しかし、九月五日、禁門の変後の長州出兵を司とする御目付堀庄次郎を弟剛介が暗殺し切腹を命じられたことにより、守固も職を免じられ、さらにその身も親類預、家は断絶とされた。

慶応二年（一八六六）一二月、お預けを免じられ、特別に家名再興を許され、三年二月郷土宮本小左衛門次男敏之助（後、貞）が沖家を嗣いだ。明治元年（一八六八）正月、山陰道鎮撫使西園寺公望が来藩すること

となり、守固はその御用掛を命じられ、門脇少造（重綾）・松田正人（道之）と共に応接に当たった。その後、しばしば京都に往復して藩務を務め、六月七日には京都御留守居を命じられ、二十四日改革により公務人（公用人）、さらに名を変えた公議人として、七月四日京都に到着し、新政府との交渉に当たった。一二月二七日には、別家として家を立てられ、六人扶持五〇俵を給された。その後、二年三月には東京に赴き、八月には藩制改革によって少参事に任じられ、東京で当分大参事の事務を扱った。一二月二八日には権大参事に進み、藩政の改革に当たった。

明治四年七月の廃藩置県により、残務を終えた守固は九月職を免じられ、次いで大藏省に出仕する。岩倉具視の知遇を得ていた守固は、岩倉使節団に随行、米國で一行と別れて英國に留学、帰国後は内務少丞を始め、次のような職を歴任した。

明治二年 八月二七日	内務省書記官
二年 三月 七日	岡山・山口・広島・京都・大阪・堺・和歌山の各県巡歴
二月一八日	地方官会議草案取調掛
二月二十五日	群馬県大書記官
二三年一〇月二二日	外務省書記官
一〇月三〇日	出納局副長
一四年一月 八日	神奈川県令
一九年七月 一九日	地方官制により神奈川県知事
二三年二月二六日	長崎県知事
二三年一月 七日	元老院議官
九月二九日	貴族院議員

一〇月二〇日 元老院廃止非職となる

二四年 四月 九日

滋賀県知事

五月一六日 特旨により懲戒免官（大津事件の責任による）

六月一九日 特旨により懲戒処分を免ず。

三五年 一月一五日

和歌山県知事

三〇年 四月 七日

非職となる

一月二六日 依願免官

三一年 六月 三日 大阪府知事

三三年五月には、勲功により男爵を受けられ、大正元年一〇月八日に逝去、青山墓地に葬られた。享年七二歳。

なお、守固の号「九臯」は、「水沢の奥深い處。深遠な所の喻」の意で、また「九臯鳴鶴」という語には「沢中で鳴いている鶴、身を隠してもいても名の著れることの喻」の意味がある。

## 二 沖守固資料について

本報告書で紹介する「沖守固資料」は、昭和六年五月に、当時京都市下京区在住の内村誠一氏から当館に寄贈いただいた資料群である。寄贈者の内村氏は、沖守固の長女千代子氏とキリスト者としての師弟関係にあり、晩年の千代子氏の世話をし、その関係から沖家の資料が内村氏に伝えられた。千代子氏が所蔵していた沖家資料は、その子柿崎信兼氏にも伝えられ、その資料は当館に譲渡され、「資料調査報告書」第一集で報告している。柿崎氏の資料が、書状類など私的な資料が多いのに対し、内村氏の資料は、守固宛の辞令・位記などが含まれ、公的な性

格が強い。しかし、守固の英國滞在中のスケッチブックや収集した写真など、私的な資料も含まれ、千代子氏が父守固の遺品として大切に保管していた、いわば守固そのものとも言える資料群である。また、数は少ないものの、弟剛介、養子貞一郎、母千代、家督を継いだ貞男に関する資料も含まれている。

まず、資料群の中心をなす冲守固の関係資料であるが、これは大きく四つに分類できる。すなわち、1明治元一二年の鳥取藩時代の守固宛公文書、2明治一二年一大正元年の逝去までの辞令・位記など、3大正元年一〇月の守固葬儀に関する文書、4その他上記に含まれない守固の公私にわたる関係資料である。

1旧藩時代（1—13）では、明治二年五月の公議人任命（3）、同年一二月の権少参事任命（6）と翌年二月の太政官による追認（9）等の辞令や、明治元年一二月・二年一二月・三年五月の鳥取藩からの褒状（2・7・11）等がある。いずれも、明治元年の再出仕以後のもので、資料の内のいくつかは、「沖守固家譜」に収められ、從来から知られているものである。

2位記・辞令（14—43）では、沖守固が歴任した神奈川・長崎・滋賀・大阪・愛知の各府県知事の任命辞令が含まれる（和歌山県知事の辞令は欠いている）。守固の地方官としての出発点は、神奈川県知事としてであり、次いで長崎県知事となるが、これは外国航路の港を持つ地域事情から「外国通」の人材が求められたための任命と思われる。各県知事時代の守固にとっての一大事件は、明治二四年の滋賀県知事就任直後に起った大津事件である。この事件によって、守固は懲戒免職となっている（27）。その際、知事任命は天皇の名によって行われ、解任は内閣総理大臣によってなされていることが辞令からわかる。

3葬儀関係（44—48）では、大正元年一〇月の守固死去とその葬儀に関する資料である。守固は死によつて位一級を昇進し正三位に叙せられている（42・43）。

4その他（49—58）で興味深いのは、イギリス滞在中の写生帖（56）と西洋絵画のスクラップブック（58）である。蒸絵師として出発した守固は、岩倉使節団に随行し、ロンドンで使節団から離れ私費留学として八年間滞英したが、その間絵画への関心を失つていなかつたことがわかる。写生帖は、鉛筆・ペン・水彩と多様な技法で人物や風景をスケッチしている。スクラップブックは、美術館・博物館の絵はがきやリーフレットの切抜きがほとんどを占めるが、中には、街頭で売っていたと思われる女優プロマイド等があり、旺盛な好奇心が窺える。なお、滌英中の守固については、当館資料調査報告書第一集に紹介した資料中に母に宛てた手紙がいくつか含まれている。

II冲剛介関係は、元治元年九月に鳥取藩御目付堀庄次郎を増井熊太とともに暗殺し、切腹を命じられた守固の弟剛介に関する資料で、明治二四年に贈位された際の位記（59）と守固による剛介の墓碑銘写（60）である。守固は弟剛介に対する哀惜が強かつたようで、その遺稿をまとめた「贈贈斎遺稿」（86）を明治二八年に刊行し、そこには伊藤博文や山県有朋が序文を寄せている。剛介関係資料は、その他に調査報告書第一集に紹介した資料中に書状類や遺稿等がある。

III冲貞一郎関係（61—62）は、守固の養子となつた貞一郎（敏之助・貞一）に、明治三年八月鳥取藩から与えられた二通の資料である。61は現米八石余を毎年下賜すること、62は合力として五人扶持を下賜するといふ内容である。剛介の事件によって断絶となつた沖家は、慶応三年に郷士宮本小左衛門の次男敏之助を養子に迎え、絵師の家として再び家名を

立てることができた。その後、明治元年正月守固は謹慎を解かれ、山陰道鎮撫使西園寺公望の応接を命じられて藩政に復帰し、同年一二月には別家として召出される。したがつて、それ以後沖家は、貞一郎を当主とする本家と守固の家の二家が存在した。守固と貞一郎の関係が、その後どうであつたかはつきりしないが、この二通が守固家に伝来することから、当主としての貞一郎の立場は極めて弱いものであつたと考えられる。その後の貞一郎の経歴については明らかにしえないが、沖守固家にその他の貞一郎関係資料が見えないことから、貞一郎と守固との関係は疎遠となつていたのかもしれない。いずれにしても、男爵としての沖家を継いだのは守固の実子貞男であった。

IV冲千代関係は、守固母千代に関する資料である。守固が記した64の資料によれば、千代は厳格で、子供達に読書を奨励させ、また生活はきわめて節儉であったという。明治四年七月九日に亡くなつてゐるが、その年五月一〇日には宮中に招かれ皇后に拝謁している。66—69はその拝謁に関するものであり、64もそれを契機に執筆されている。

V冲貞男・安栄関係は、守固の嗣子夫妻に隸する資料である。71・73・74は貞男の子重固の死去についての悔やみ状と会葬礼状、72・75は妻安栄の死去・葬儀に関するものである。

VI写真は、沖家および親族の河田春雄の肖像写真等である。

VIIその他難文書には、I—VIに属しないものをあげた。この内86は先に記したように沖剛介の遺稿集を守固が編纂・出版したものである。

VIII書画は、父一嶽の対幅や守固（九臯）自身の書等である。絵師である九臯の書は珍しく、93の「半世声名一坡風月」は明治一二年四月の作で、人生の半ばすでに名声を得、このあたりでゆつくりと風月を楽しみたいというような意か。94「金口面木舌」は「論語」に出典を持つ語

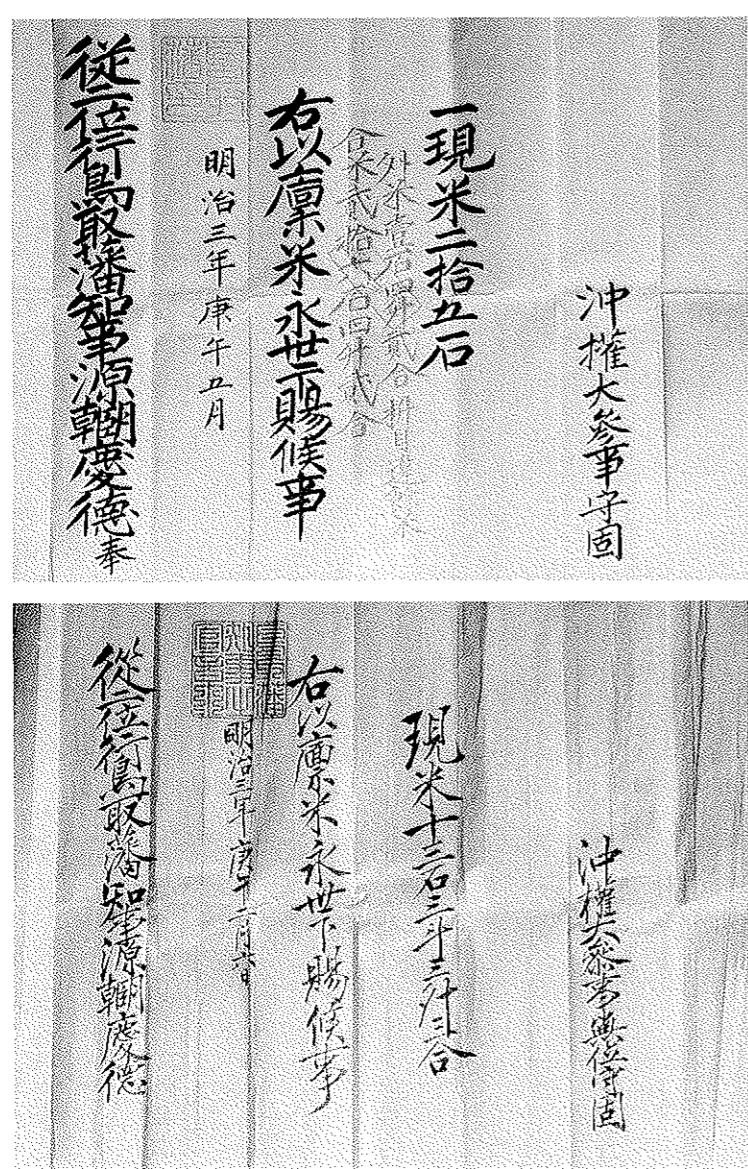
で、口を金属で、舌を木で作った鉛（木鐸）のこと。古代に官吏が人民に命令を伝える時に振って鳴らしたことから、転じて言論によって社会を指導するの意である。95「残駆未死敢忘國」は、出典が不明で自作と思われるが、「残る人生はあえて國のことは忘れよう」との意か。96「莊生秋水宋玉雄國」は、93と同じく明治二二年の作。出典や意味は不明である。これらの書は、イギリスから帰国後の守固が「西洋かぶれ」するのではなく、むしろ東洋的な世界に近づいていった印象を与える。

なお、97河田景秀は、鳥取藩尊攘派の同志であり、妹ちえの嫁家先でもある河田景与家につながる人物であろうが、誰の実名あるいは号であるかは不明である。「正其義不謀其功」は『近思錄』を出典とする。99田中嘉則（甚次郎）は幕末～明治期の鳥取の有力町人である。

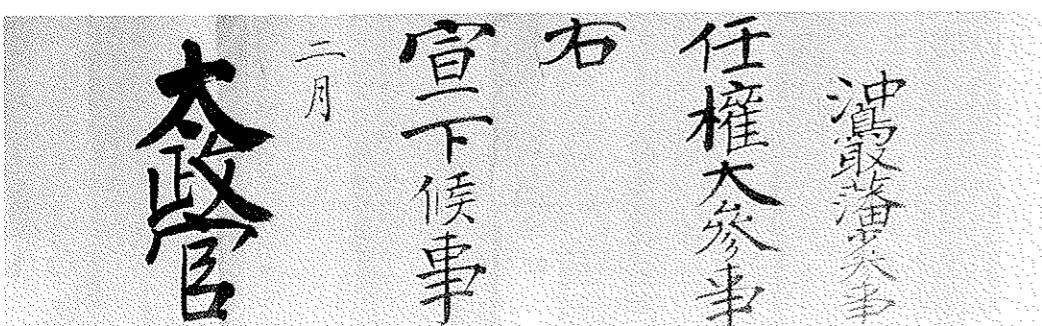
IX歴史資料は、紙資料でない、印判・陶器等を収めた。印判の多くは、守固の使用していたものであるが、伊藤博文（111）・陸奥宗光（112）・山県有朋（113）・井上馨（114）は、86の書籍に使用されたものと考えられる。116の刀は無銘であるが、鎌倉期の古刀と見られ、柄は装飾を付けず、切先側に鉄の金具を付けることから、肥後柄と見られる。金具は「乙柳軒味墨」の銘があり、江戸浜野家四代浜野政信の作であろう。118染付鉢は「大日本香山製」とあり、宮川香山によって創始された横浜真葛焼の製品である。

なお、ここに掲載した資料のいくつかは、社団法人霞会館によつて平成五年に開催された「岩倉使節団内なる開国」展に出品され、その図録に掲載されている。また、同図録には、福井淳人氏執筆の「沖守固」御用絵師から男爵へ」と題する長文の解説が掲載されており、沖守固の経歴が詳しく紹介されている。

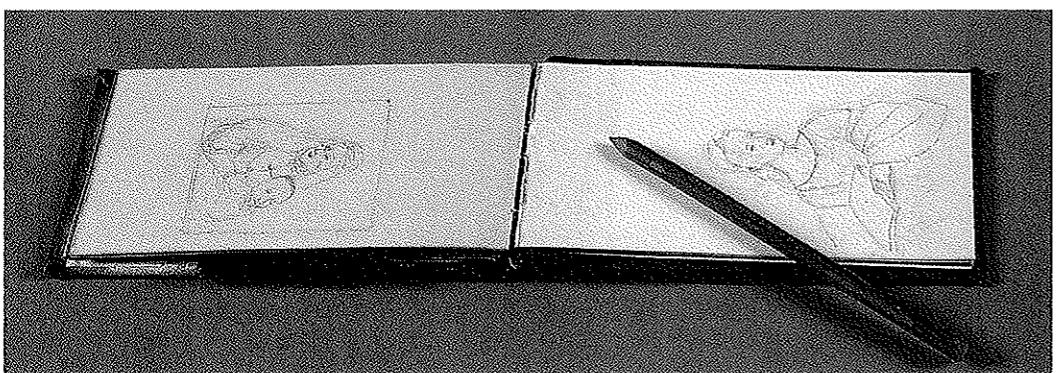
### III 資料写真



1 沖守固宛廩米下賜状



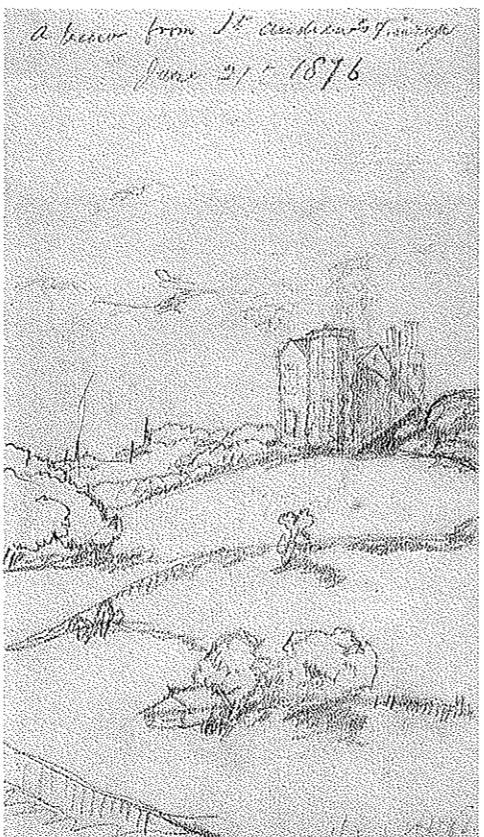
9 太政官辞令



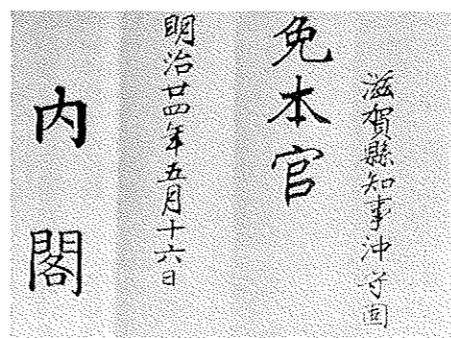
56 沖九臈（守固）写生帖



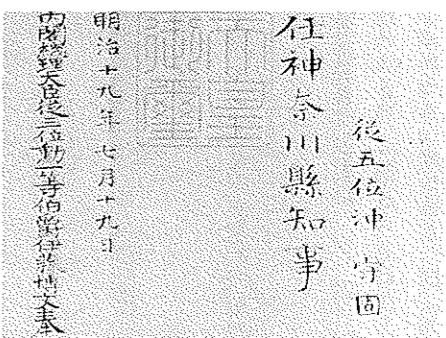
56 部分



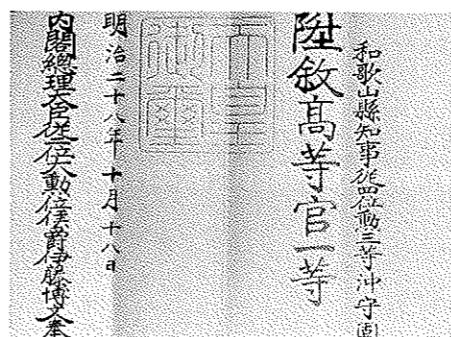
56 部分



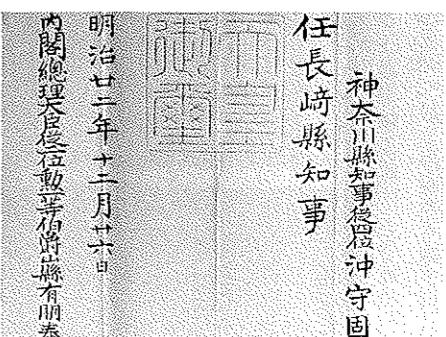
26 免本官（滋賀県知事）辞令



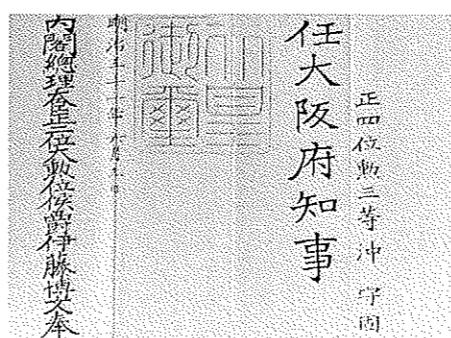
16 任神奈川縣知事辭令



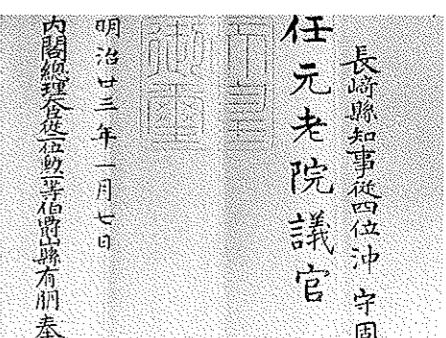
28 陞叙高等官一等辭令



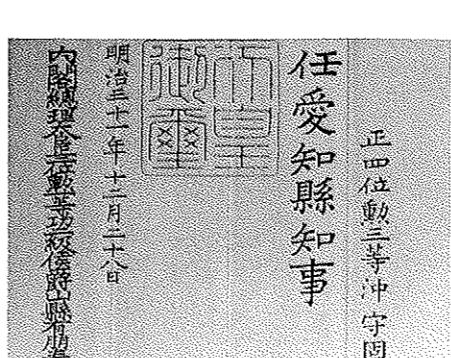
20 任長崎縣知事辭令



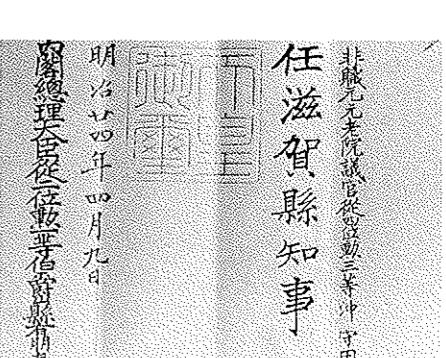
32 任大阪府知事辭令



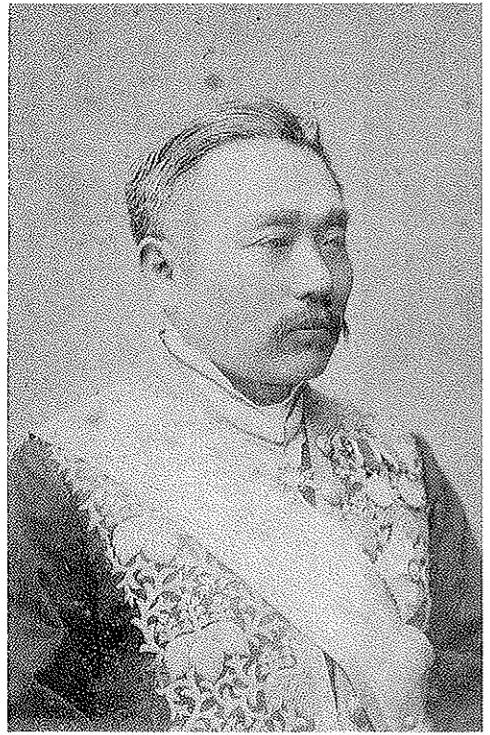
22 任元老院議官辭令



35 任愛知縣知事辭令



24 任滋賀縣知事辭令



76 沖守固肖像写真 3

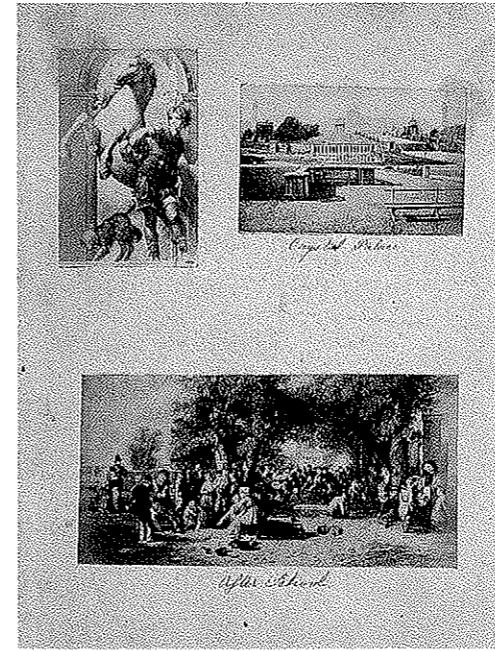


76 沖守固肖像写真 1



76 沖守固肖像写真 2

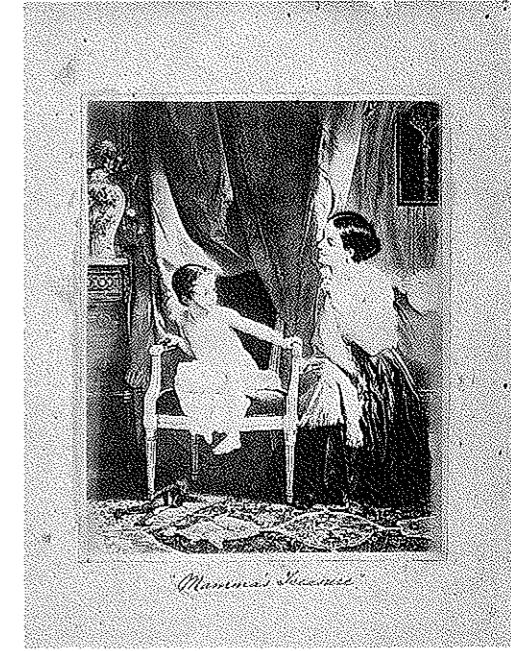
○ ○



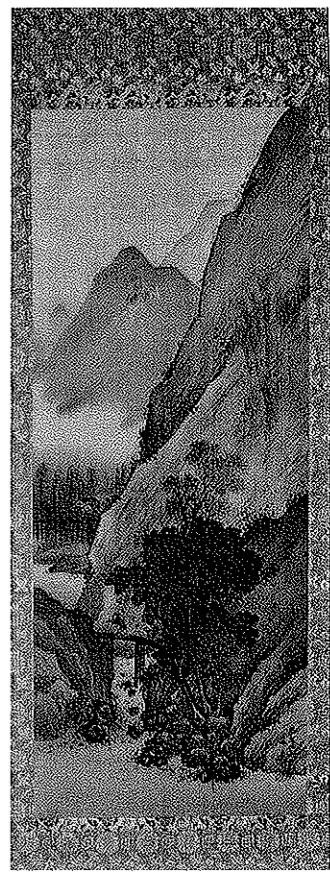
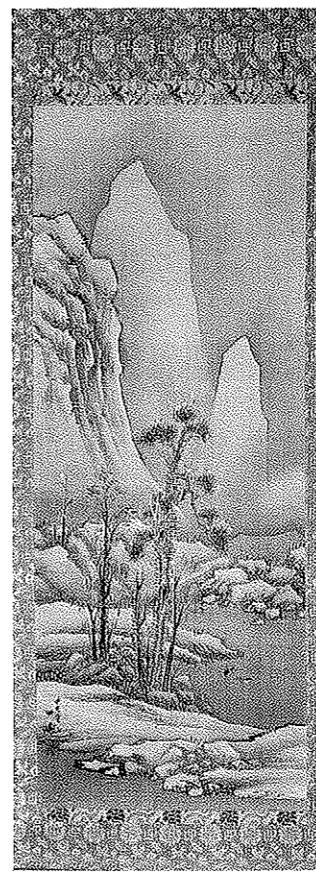
58 部分



58 沖守固收集西洋絵画写真帖



58 部分



96 沖九臯書  
「莊生秋水宋玉雄國」

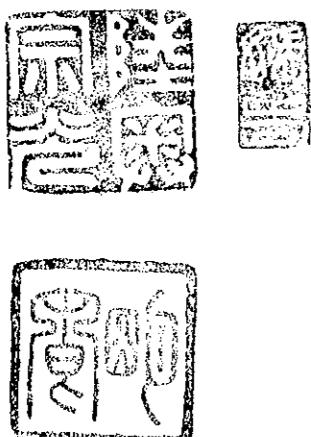
95 沖九臯書  
「殘驅未死敢忘國」

94 沖九臯書「金口而木舌」

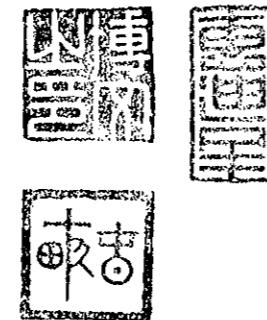
93 沖九臯書「半世聲名一坡風月」

貴族院議員

男爵沖守固



111 印判（伊藤博文）



112 印判（陸奥宗光）



113 印判（山県有朋）



114 印判（井上 謙）



101 印判（臣守固印）



102 印判（沖氏守固）



103 印判

冲 守 固

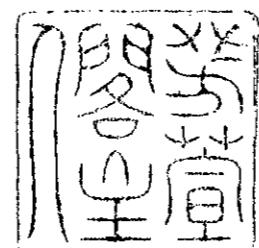
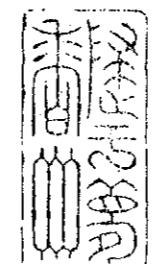
男爵沖守固



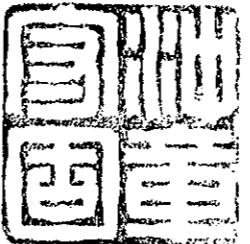
104 印判



105 印判



107 印判（芳萱閣藏版・非壳本）



108 印判（芳萱閣藏版・非壳本）

芳 萱 閣 藏 版  
非 壳 本



109 印判

## あとがき

本報告書では、幕末から明治期に活躍した沖守固に関する資料を報告・紹介した。沖守固は、絵師の家に生まれ、日本の伝統的な画法である狩野派を学び、尊王攘夷派の志士として活躍した。そして岩倉使節団の一員として渡欧、そのままイギリスに六年間滞在し、西洋文明を実感して帰国した。その後、地方官として各府県知事を歴任し、男爵にまで上っている。守固の経歴は、日本と西洋、封建と近代、文化と政治、中央と地方といったさまざまな二項対立に関わっており、いわば近代日本の課題を一身に体現しているといえるかもしれない。その意味で、彼はきっと興味深い人物であり、鳥取県にとってもとより、日本近代史研究の上で、彼についての研究の進展が期待される。本報告書が、その一助となれば幸いである。

寄贈時からかなりの年月を経てからの報告となり、それゆえ寄贈時に調査した担当者でないものが本報告書を執筆せざるを得なかつたため、十分な報告となつていなことが懸念される。しかし、所蔵資料の目録公開は所蔵機関の責務であると考え、あえて現時点で報告した。内容の不備があれば御海容いただきたい。なお、本報告書の作成は、福井淳人氏（当時学芸課人文係長）が寄贈時に行つた整理をもとに、学芸課人文係長坂本敬司が行つた。

平成十年度

### 資料調査報告書 第二十六集

— 旧鳥取藩士・男爵 沖守國家資料 —

平成十一年三月三十日 発行

鳥取県立博物館  
鳥取市東町二丁目一二四  
電話〇八五七二二六一八〇四二